

H29.11.30 までに免許・許可を受ける 必要がある無線機について

～スプリアス規格の改正に伴う経過措置の終了のお知らせ～

H29.12.1 以降の保証の変更については、H29.10.4 公表資料を参照して下さい

☆ スプリアス規格が改正された平成17年12月1日の無線設備規則の改正（注1）に伴う経過措置（注2）がH29.11.30に満了します。

注1：平成19年9月の規則の一部改正も含まれます。

注2：この改正前のスプリアス規格（旧スプリアス規格）の機器でもH29.11.30までは免許・許可を受けることができる旨が規定されています。

1 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている無線機

（旧JARL登録機種、旧スプリアス規格の技術基準適合証明機器で機器リストに掲載）

- ご安心下さい、いつでも手続きを行うことができます。

「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている無線機（注3）による免許申請、変更申請手続きについては、H29.11.30の期限に関係なく、JARDの基本保証（開設の保証、無線設備の変更（増設）に係る保証）を受けることにより、新スプリアス規格として保証を行いますので、いつでも免許申請、変更申請の手続きを行うことができます。

注3：JARDにおいて、実機を測定して、新スプリアス規格機器として保証が可能であると判断して公表している機器のため、経過措置の適用は受けずに免許等の手続きができるものです。

2 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されていない無線機

（旧JARL登録機種の一部及び登録抹消機器、旧スプリアス規格の技術適合証明機器の一部、H17.11以前に製作された機器（外国製機器、キット、自作機（注4）など）

- 経過措置により、H29.11.30までは旧スプリアス規格として保証を受けて免許・変更許可を受けることができますが、当該無線機の使用期限はH34.11.30までとなります。これらの無線機による免許（変更）申請書及び保証願などの書類の提出期限は平成29年11月17日（金）です。

この期限までにJARDに届くように提出して下さい。

電子申請による申し込みも同日中にJARDに到着分のみが対象です。

いずれも必着ですのでご注意ください。

この期限経過後にJARDに到着したものは、経過措置適用による免許、許可を受けるための保証は行なえません。（総務省の処理に間に合いません。）

注4：新スプリアス規格に則り、ご自身で設計・製作された自作機以外の自作機及びメーカー製の機器を一部改造したものなど。詳しくはJARDまでお問い合わせ下さい。

(参考) H29.12.1 からの制度変更の概要と JARD の対応

- 1 H17.12.1 のスプリアス規格改正に係る無線設備規則の経過措置の一部が H29.11.30 で終了し、H29.12.1 からは新スプリアス規格に適合していないと、免許・許可が受けられなくなります。
- 2 そのため、JARD においても無線局の開設又は無線設備の変更に係る基本保証を行うに当たり、その審査項目に「無線機が新スプリアス規格に適合している」ことの確認を行います。
- 3 JARD が公表している「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載された無線機は、JARD が実機を使った実態調査により、新スプリアス規格を満たしているものとして保証可能と判断しているものです。
これらの無線機による無線局の開設又は無線設備の変更申請を行うものについては、これまでと同様の保証のお申し込みにより、H29.12.1 以降も基本保証を行います。
- 4 なお、「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されていない無線機については、スペアナ画面の写真の添付等新スプリアス規格を満たしていることを確認して、JARD で基本保証を行います。

「基本保証」及び「スプリアス確認保証可能機器リスト」について、詳しくは JARD のホームページでご確認下さい。 ⇒ <https://www.jard.or.jp>

一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会

JARD



※ お問い合わせは JARD 保証事業センターへ

★基本保証担当 ☎ 03-3910-7263

